

「議案第38号 令和3年度生駒市一般会計補正予算(第4回)」 の説明資料

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対して生活支援特別給付金(ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)が支給されます。

(1)対象者

- ①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者で、令和3年度住民税均等割非課税者
 - ②①のほか、18歳未満までの子(障がい者は20歳未満)※の養育者で、以下のいずれかに該当する者
 - ・令和3年度住民税均等割が非課税
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、令和3年度住民税均等割が非課税である者と同様の事情があると認められる者(家計急変者)
- ※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象

(2)給付額

児童1人当たり一律5万円

(3)申請方法

- ①対象者 申請不要(ただし、辞退される場合は、期限内に申出)
- ②対象者 6月以降申請受付(令和4年2月28日締切)
所定の申請様式に令和3年1月以降に家計が急変したことが分かる書類(給与明細等)を添付

(4)支給予定日

- ①対象者 令和3年7月下旬
- ②対象者 申請により令和3年8月以降

(5)対象児童数

①2,542人

② 704人

(6)事業費

歳出 165,775千円

給付事業費 162,300千円

給付事務費 3,475千円

歳入 165,775千円

国 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
(補助率 10/10)